

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第13号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(用地交渉従事手当)</p> <p>第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、企業立地課、<u>土地利活用課</u>、まちづくり課、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(用地交渉従事手当)</p> <p>第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、企業立地課、まちづくり課、<u>県土企画課公共用地室</u>、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。